

流通近代化貸付を拡充

中小企業金融公庫

中小企業では流通近代化貸付として、流通近代化の合理化および商業経営の近代化を促進するため、必要な設備資金を融資してあります。今般、本制度が次の通り拡充され、貸付限度も八千万円に引き上げられました。

納税は七月末までに

所得税第一期分

七月は所得税の予納税第一期分の納税をする月です。この納税の際には、預金口座から自動的に支払われる振替納税制度を利用すると、手数料がからず便利です。

この納税を新たに利用される場合の手続きは、税務署か金融機関の窓口でご相談ください。二、税務署から通知される前年分の所得金額をもとに計算した予納税額を三分の一にあたる金額です。

税の相談

お気軽に

土地を売った税金はどのくらいかかるか、家をたてたときの税金はどうなるか、贈与税の計算はどのくらいか、など税金について知りたいとき相談に十分応じられるよう、税務署では「税の相談日」を設けています。

宇都宮職安では栃木県人材開発コーナーを設け、中高年令層で専ら専門的知識を有する人や、経理技術などのすぐれた知識を経験をもつ人々を対象に就職や雇用の相談に応じています。

お知らせコーナー

- (1) 貸付金額 直接貸付の場合、八千万円まで、代理貸付では一千万円まで。
- (2) 利率 流通近代化貸付として特別に定められた資金については年七・七％、その他は年七・七％、その他は年七・七％、その他は年七・七％。
- (3) 返済条件は 返済期間は、貸付金額が八千万円までは八年以上、一千万円までは七年以上、一千万円以上は七年以上、一千万円以上は七年以上。
- (4) 保証人 センターに入居するに必要となる資金。
- (5) 共同仕入配送施設、共同保管施設、共同店舗等の共同施設を取得、または設置するために必要な資金。
- (6) ボランティアチームのモデル店舗を取得、あるいは改造するため必要な資金。
- (7) 郵政センター、またはショッピングセンターに入居するに必要となる資金。
- (8) 郵政センター、またはショッピングセンターに入居するに必要となる資金。

中小企業 施策の普及

中小企業庁だより

国の行なっている中小企業対策は、金融、税制、組織、指導などあらゆる施策にわたってあります。さらに毎年、制度の手直し、さらに未開拓分野についての新しい制度の導入があり、これらの新しい対策に応じて、それを中小企業の方々に知っていただくための施策普及事業も拡大しています。

夏期 学生アルバイトの求人をお待ちしています

宇都宮職安

「月刊中小企業」「中小企業施策のあらし」パンフレット、リフレット(年間十数枚)の作成配布などを行なっています。パンフレットには今年新しく「業種転換」のテーマを加えました。これらのパンフレットでは国の施策をできるだけわかりやすくまとめた都道府県商工担当部、商工会議所、商工会、診断指導機関、府県中央会、政府系金融機関の各支店、信用保証協会、市経営相談所などに配布し、中小企業の方々に有効に活用していただくようになっています。

栃木県人材開発コーナー

優れた人材で企業の発展を

宇都宮職安では栃木県人材開発コーナーを設け、中高年令層で専ら専門的知識を有する人や、経理技術などのすぐれた知識を経験をもつ人々を対象に就職や雇用の相談に応じています。

- 事務管理職(四九) 九万円以上 宇都宮 旧専法科卒、陸上自衛隊二十二年勤務、歴中約十八年は各級の指揮官、司令部幕僚として勤務。(二七七)
- 事務管理職(四九) 六万円以上 宇都宮 陸上自衛隊広報部、人事管理服務指導六年、造園技術の特技あり、剣道練士。(二七六)
- 事務管理職(五七) 九万円以上 宇都宮 旧大法科卒、精密機械工場の業務部長、工場長を経験。(三三)
- 機械技術者(三八) 六万円以上 宇都宮 大工学部機械科卒、官庁八年、民間八年の実務経験。(四八)
- 建築製図技術者(四六) 五万円以上 宇都宮 大工学部建築科卒、栃木県土木部四年、民間十年、二級建築士。(二七七)
- 技術管理職(四六) 一〇万円 宇都宮 旧専機械科卒、官庁八年、民間研究室長十三年、普通自動車、衛生管理者免許。(三三三)
- 技術管理職(三九) 一〇万円 宇都宮 旧専機械科卒、民間事業所で工場新設計画、設計、設備関係の業務に十四年、技術部長で退職。(二九)
- 薬剤師(三三) 四万円以上 宇都宮 大薬学部製薬科卒、実務一年、薬剤士、衛生検査技師。(五〇)
- 母(三三) 三・五万円以上 宇都宮 保育専門卒、実務三年、保母免、珠算二級。(四〇)
- 事務員(三三) 四万円以上 宇都宮 短大英文科卒、英会話得意、珠算二級。(四三)

お店づくりの **パイオニア** 相談下さい!

日本店装チェーン加盟店・店装クラブ会員



あなたのお住まいのインテリアにも
フレッシュな感覚でご相談に応じております

設計事務所 宇都宮市駒生町1407 TEL (52)1094
本社工場 宇都宮市駒生町1407 TEL (52)1050
代表 宇宮 幸一

郵便はがき



山桜はがき

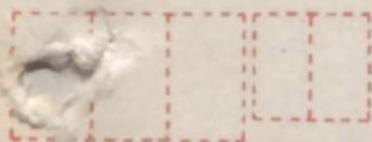
□ □ □ - □ □



『速報』

宇都宮商工会議所

宇都宮市旭町1-3427 〒320 TEL 33-6231(代)



災害事故通院見舞金贈呈制度新設

昭和47年8月1日より実施

この制度は、会議所が独自に「加入者が不慮の事故により受傷し通院治療のとき見舞金を贈呈」いたします。

◎ 通院見舞金の贈呈

加入者が不慮の事故で

5日以上通院又は往診のとき } 1口1律3,500円

保障制度の4日以内の入院のとき } 2口1律6,500円

(注) 5日とは、期間でなく、通院した日の数即ち回数とします。

共済制度の給付を受けるとき

共済制度の支払制限事項に該当するとき

} 贈呈いたしません

◎ 加入事業主の手続

会議所へ提出する書類

診断書 (通院、往診、入院日数記入したもの) 又は
その写

警察署長の事故証明書又は事業主の被災状況書

(注) 事故が発生したときは、ただちに会議所に電話して書類を整えて請求して下さい。

5/15 通知